

文京区障害者差別解消支援地域協議会設置要綱

平成28年12月9日28文福障第1893号区長決定

(設置)

第1条 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)第17条第1項の規定に基づき、文京区において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、文京区障害者差別解消支援地域協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 障害を理由とする差別を解消するために必要な情報を交換すること。
- (2) 障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うこと。
- (3) その他障害を理由とする差別の解消の推進に関して協議会が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、別表第1に掲げる者のうちから区長が委嘱し、又は任命する委員をもって組織する。

(委員の任期)

第4条 前条の委員の任期は、委嘱の日から当該委嘱の日の属する年の翌々年の3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けたときは、補欠の委員を置くことができる。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(構成)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により決定する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、委員のうちから、会長が指名する。
- 5 副会長は、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(幹事)

第6条 協議会の効率的運営を図るため、協議会に幹事を置く。

- 2 幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 幹事は、協議会に付議する案件について必要な事項を検討し、その結果を協議会に報告する。

(招集)

第7条 協議会は、会長が招集する。

(会議の非公開)

第8条 協議会は、非公開とする。

(関係者の出席等)

第9条 会長は、必要があると認めるときは、委員及び幹事以外の者に協議会への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第10条 協議会の委員、幹事、協議会に出席した者等協議会の関係者は、協議会の運営上知り得た秘密や個人に関する情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第11条 協議会の庶務は、福祉部障害福祉課及び保健衛生部予防対策課において処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年12月9日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 第4条の規定にかかわらず、平成28年度に委嘱した委員の任期は、平成31年3月31日までとする。

別表第1（第3条関係）

区分	所属等	人数
当事者委員	身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児（家族を含む。）	4人
事業者委員	東京商工会議所文京支部、文京区商店街連合会、店舗等	4人
障害福祉サービス事業者	障害福祉サービス事業者	2人
専門委員	法曹、医療、雇用、学識経験者	5人
地域関係団体の代表者	文京区町会連合会、文京区民生委員・児童委員協議会、文京区社会福祉協議会	3人
関係機関の代表者	文京区障害者就労支援センター、文京区障害者基幹相談支援センター	2人
区職員	区民部長、福祉部長、保健衛生部長、教育推進部長	4人

別表第2（第6条関係）

区民部経済課長
福祉部障害福祉課長
保健衛生部予防対策課長
保健衛生部保健サービスセンター所長
教育推進部教育センター所長